

外国人技能実習機構業務の概況

令和6年7月

外国人技能実習機構広島事務所



外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・ 主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
- ・ 出入国在留管理庁長官

事務の委任
監督

報告

本部事務所 TEL:03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

理事長
(主務大臣が任命)

理事
(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事
(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

組織形態

認可法人

(発起人が設立を発起し、主務大臣が
設立を認可)

所掌事務

技能実習計画の認定

監理団体の許可に関する調査

実習実施者の届出の受理

実習実施者・監理団体に対する

報告徴収、実地検査等

- ・ 監理団体(約3,700団体)への
実地検査を年1回実施

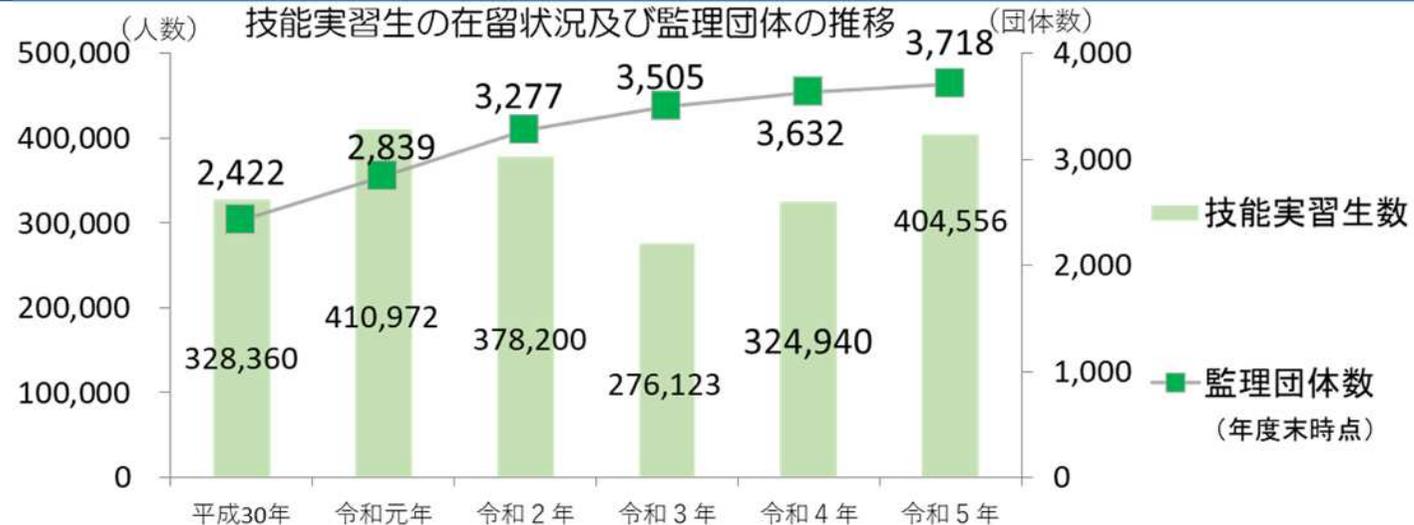
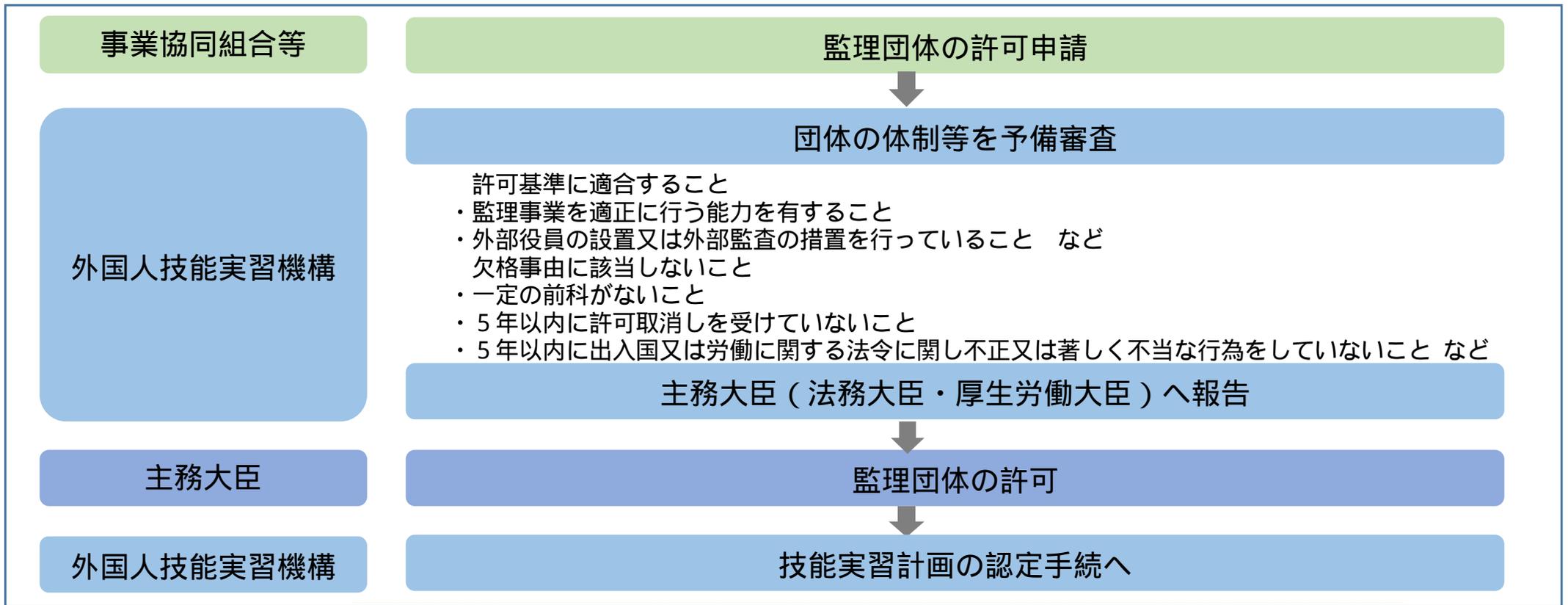
- ・ 実習実施者(約70,000社)への実地
検査を実施(3年間で全数を網羅)

技能実習に関する各種報告(監理団体
からの監査報告、技能実習実施困難
時の報告、実習実施者からの実施状
況報告等)の受理

技能実習生の相談対応・援助・保護

技能実習に関する調査・研究

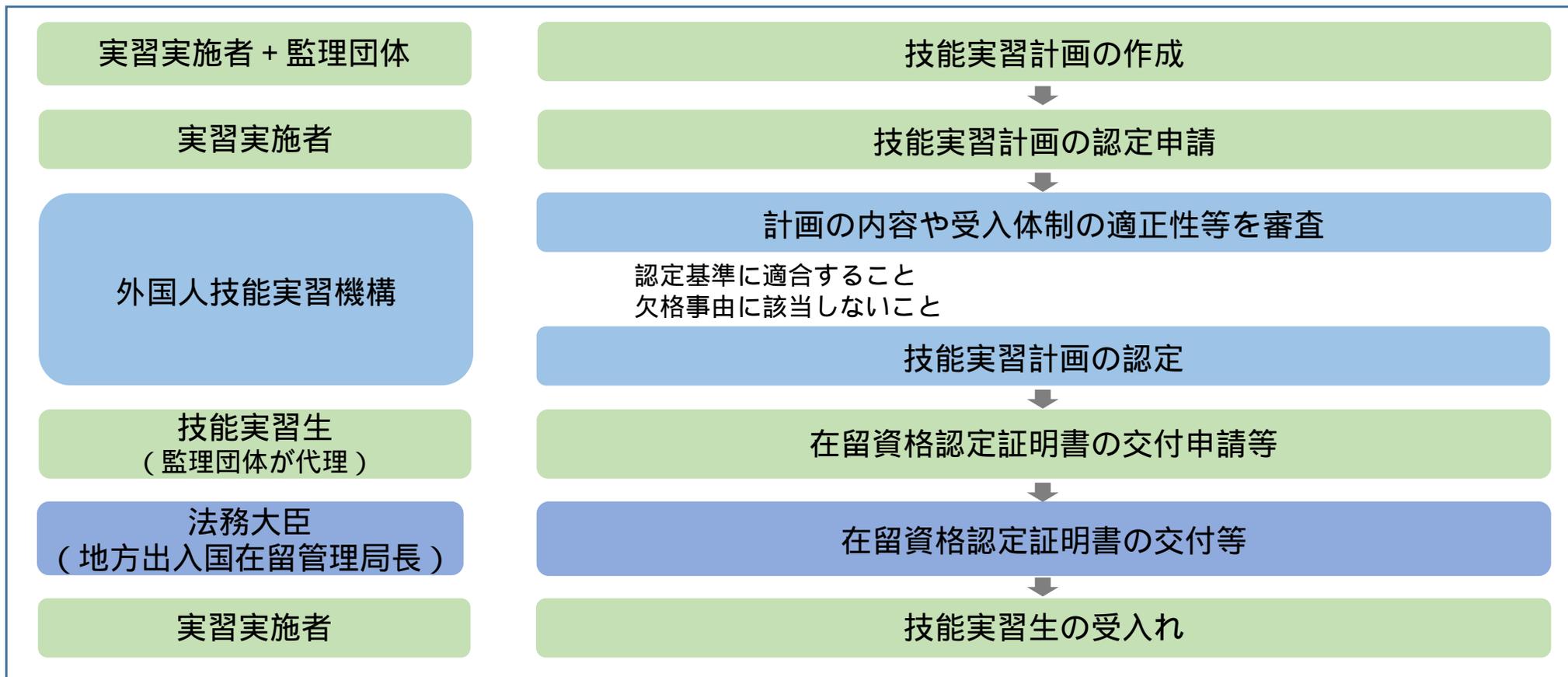
外国人技能実習機構の業務①（監理団体の審査）



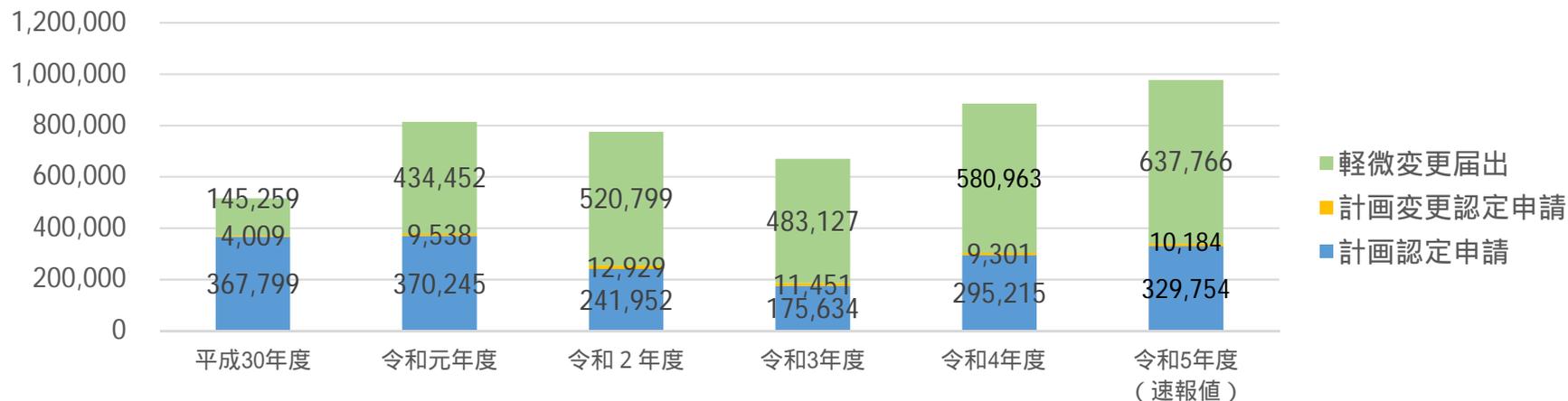
技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年末時点）

監理団体数：外国人技能実習機構ホームページ「監理団体の検索」（各年度末時点）

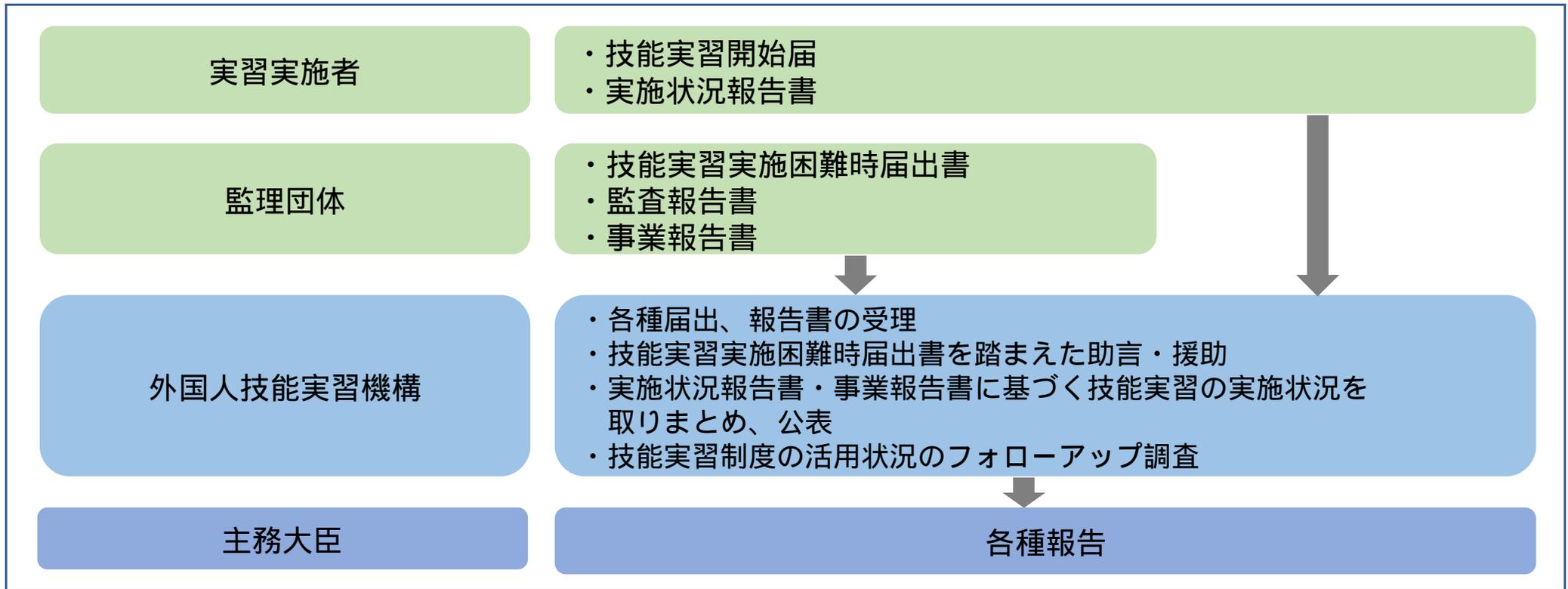
外国人技能実習機構の業務②（技能実習計画の認定等）



技能実習計画関係 各種件数



外国人技能実習機構の業務③（届出、報告書の受理）



機構による届出・報告書の調査項目

実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

外国人技能実習機構で行う範囲（主務大臣等も実施可能）

実地検査

監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

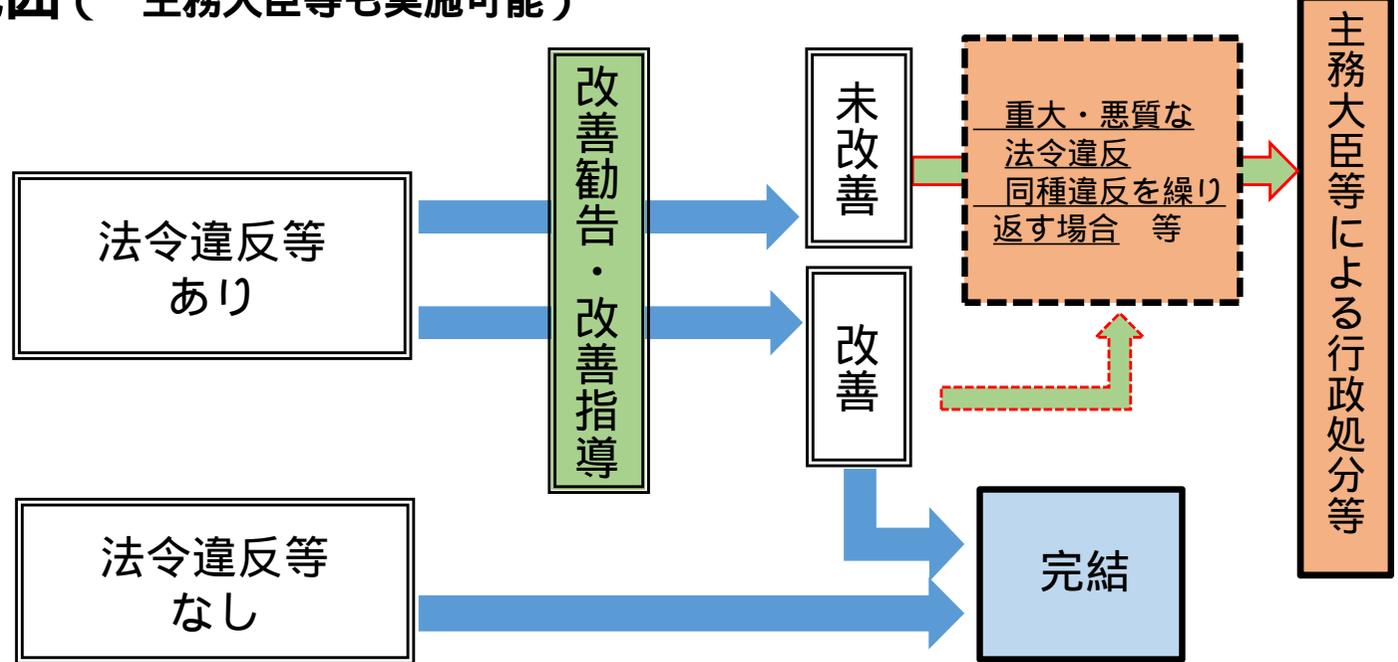
検査計画に基づき定期的実施するもの。
 監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

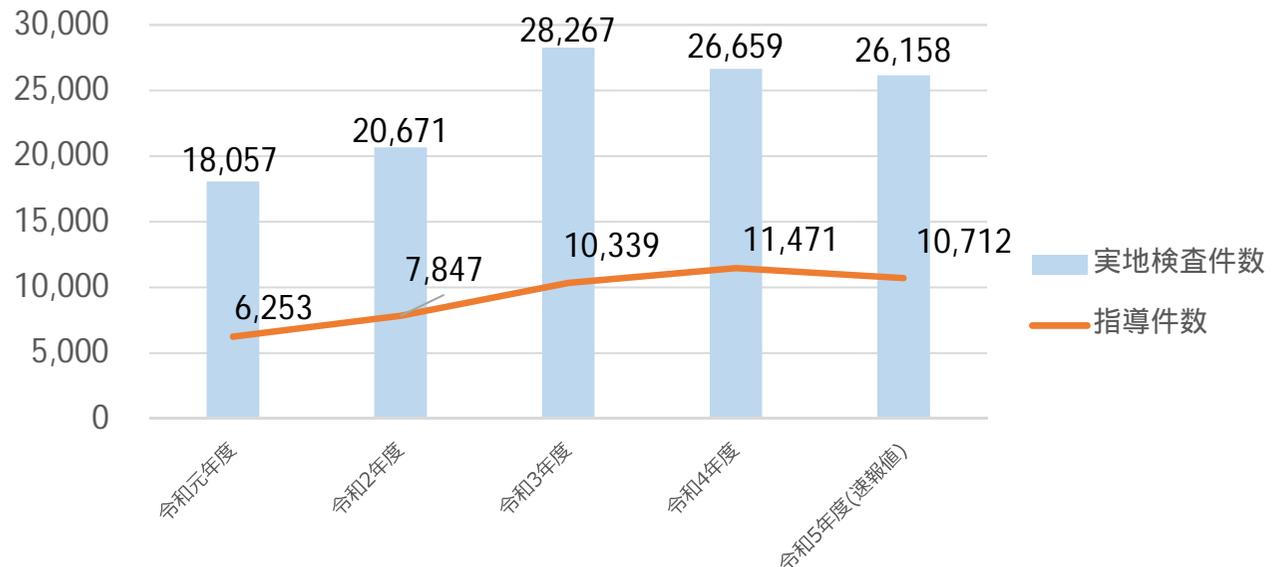
臨時検査

技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理



実地検査件数及び指導件数



外国人技能実習機構の業務⑤（母国語相談、地方事務所の相談）

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
 また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。
 さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、X（旧Twitter））、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：https://www.otit.go.jp/sns/index.html）。

母国語相談の実施

技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。

中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
技能実習生の在留者数(人) 年末時点	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123	324,940	404,556
相談件数(件)	854	2,695	7,452	13,353	23,701	17,332	14,328(注)
申告件数(件)	0	90	133	82	104	125	85

令和5年度の母国語相談の主な相談内容別内訳

- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 2,719件（19.0%）
- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 2,438件（17.0%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 2,390件（16.7%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 1,923件（13.4%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 1,611件（11.2%）

令和5年度の母国語相談受付件数（相談手段別に計上した受付件数の総数）は、9,276件（電話：5,828件、メール：3,439件、手紙：9件）
 （注）「相談件数」14,328件は、母国語相談受付件数9,276件を相談内容別に計上（一つの受付件数に対し、複数の内容が含まれる場合あり）した件数の総数。

外国人技能実習機構の業務⑥（実習先変更支援）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注1）

令和6年3月31日時点で監理団体2,796機関が利用者登録

外国人技能実習機構による個別支援を実施（注2）

技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注1）技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注2）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

実習先変更個別支援受理件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
実習先変更支援件数	20	36	54	49	39	52	70

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

外国人技能実習機構の業務⑦（宿泊支援）

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



一時宿泊施設における支援

- ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

令和5年度末時点で、宿泊支援件数は、166件（累計）

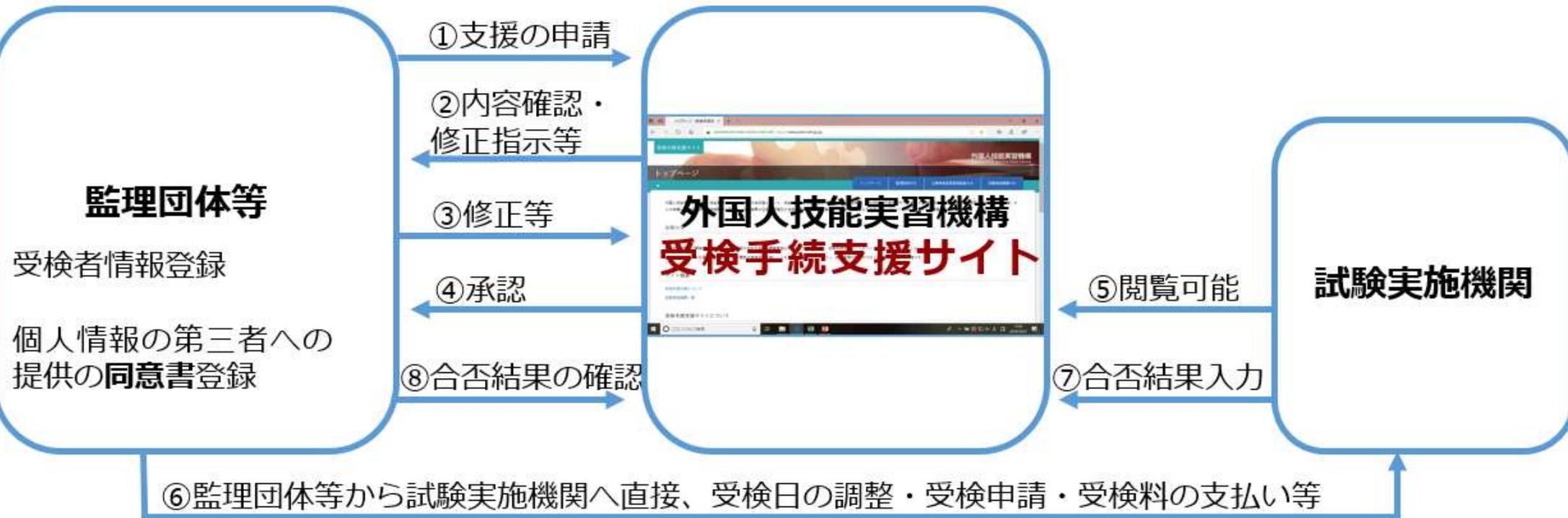
宿泊支援協定締結対象施設は、393か所

（いずれも速報値）

外国人技能実習機構の業務⑧（技能検定等の受験手続支援）

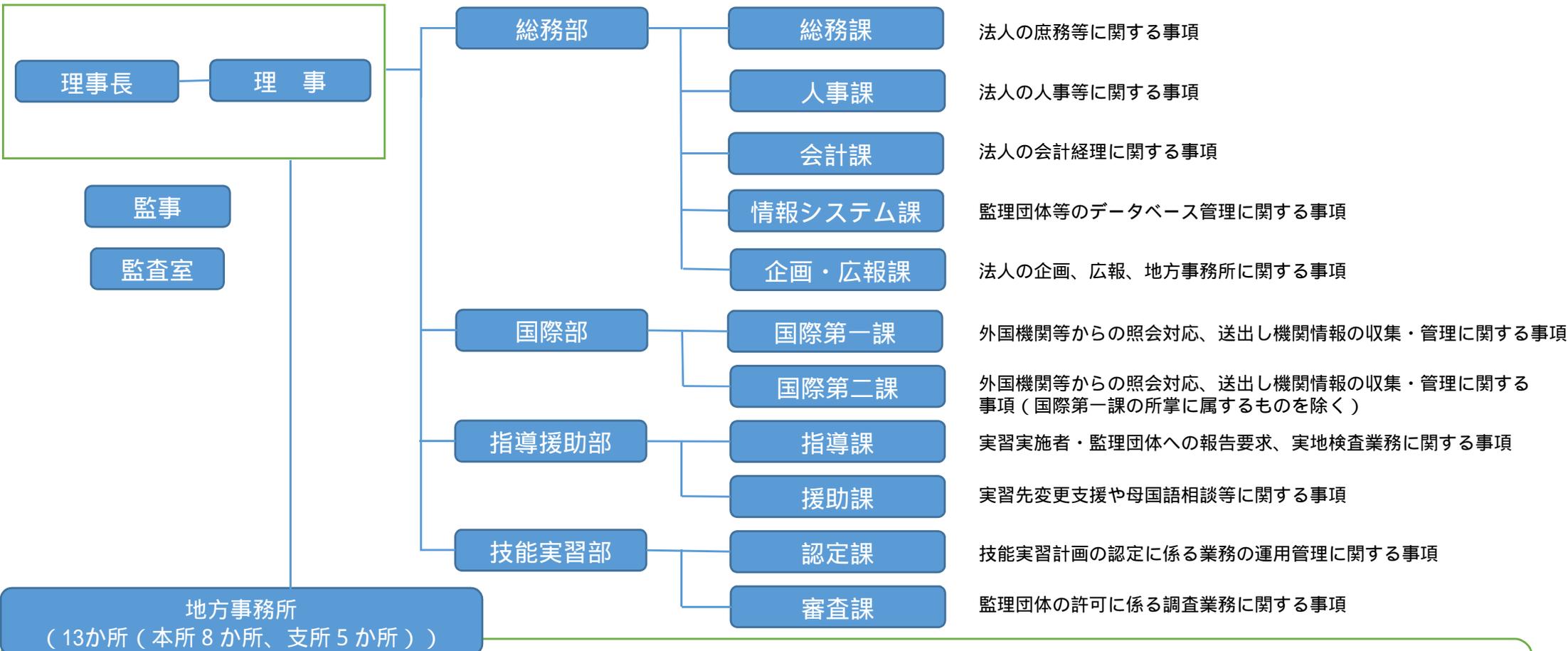
技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

受験手続支援サイトの仕組み

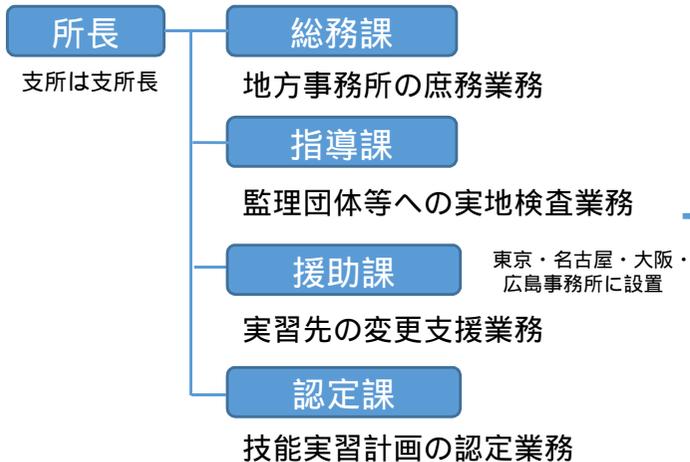


	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
受験手続支援人数	98,904	205,060	302,579	265,473	191,558	265,436	277,943

外国人技能実習機構の組織・体制について



地方事務所
(13か所 (本所8か所、支所5か所))



技能実習制度における申請等件数（１）（中国地方５県）

1 監理団体許可件数（令和６年７月１２日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
鳥取県	12件	5件	17件
島根県	7件	5件	12件
岡山県	57件	46件	103件
広島県	114件	53件	167件
山口県	23件	21件	44件
合計	213件	130件	343件

技能実習制度における申請等件数（２）（中国地方５県）

２ 技能実習計画認定件数（過去５年の推移）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
技能実習計画認定件数	企業単独型	1,265	682	300	580	423
	団体監理型	30,119	20,630	13,355	20,840	26,603
	合計	31,384	21,312	13,655	21,420	27,026

令和５年度は速報値

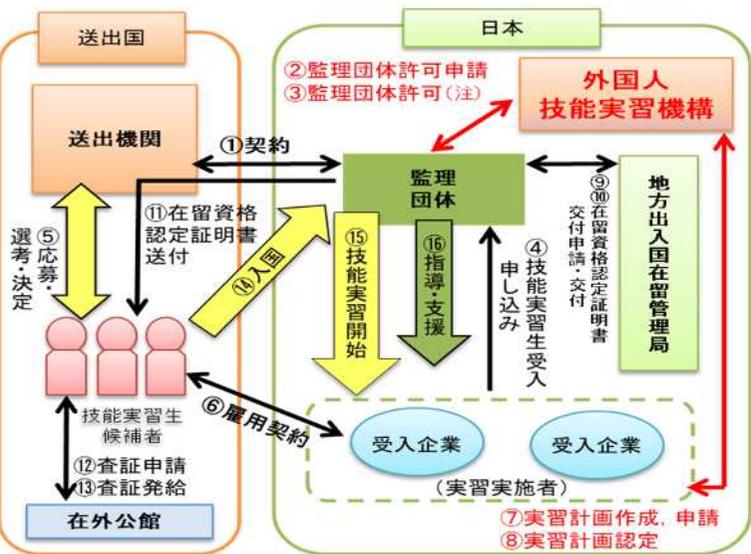
(参考) 技能実習制度の仕組み

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

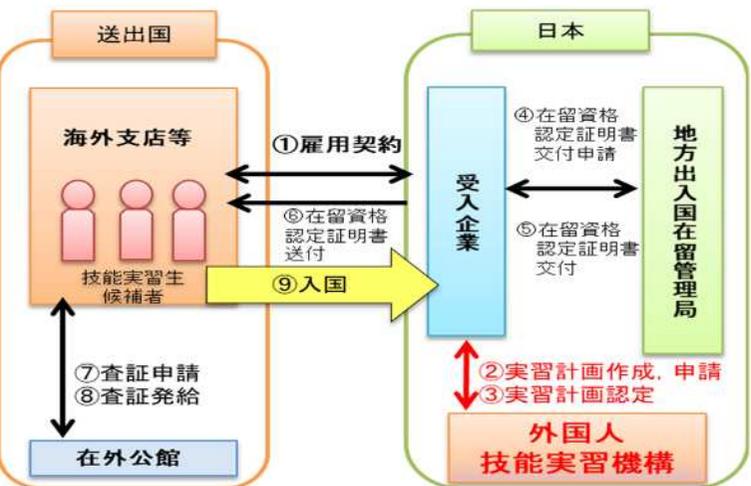
技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約40万人在留している。
令和5年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

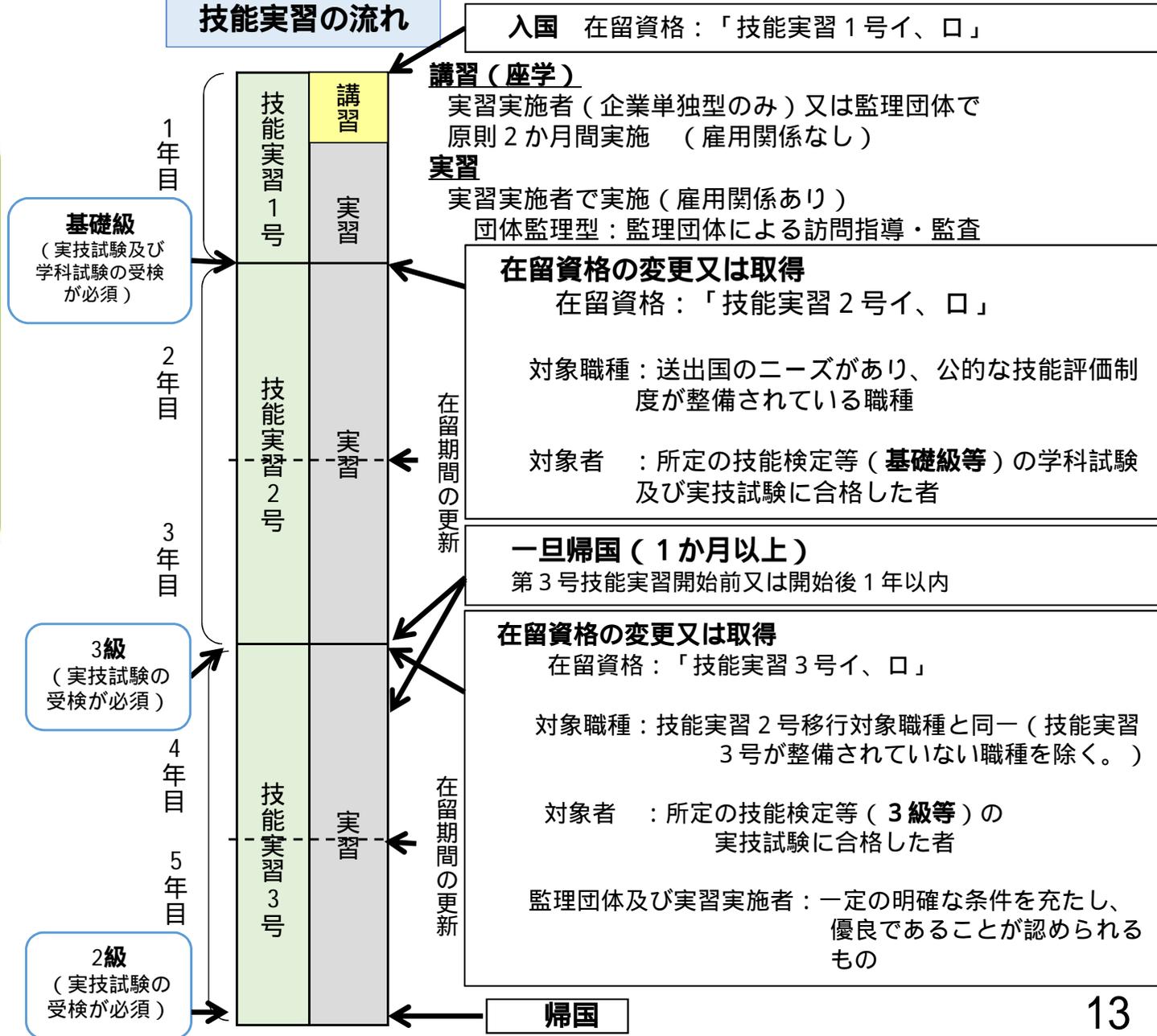
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



外国人技能実習機構 広島事務所からのお知らせ

外国人技能実習機構の役割、業務内容

外国人技能実習機構（以下「機構」といいます。）は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、機構広島事務所では、以下の業務を行っています。

詳細は、下記の各担当課へお問い合わせください。

指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理団体及び実習実施者に対する検査等に関する業務 <p>（連絡先：082-207-3126）</p>
認定課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習計画の認定申請等に関する業務 ・ 実習実施者の届出等各種届出に関する業務 <p>（連絡先：082-207-3123）</p>
援助課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生からの相談、申告に関する業務 ・ 実習先変更支援に関する業務 <p>（連絡先：082-207-3029）</p>

技能実習生向け相談窓口のご案内

機構広島事務所では、ベトナム語及び中国語の通訳人を配置して相談業務を行っています（ベトナム語：毎週木曜日 / 中国語：毎週火曜日、10:00～16:00）。

ベトナム語及び中国語以外の言語においても通訳人を介した相談対応ができますので、電話予約をお願いします。

☎ 082-207-3029 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）

機構では、上記のほか、以下の取組を行っています。

母国語相談ホットライン

<https://www.otit.go.jp/files/user/210331-1.pdf>

各言語の連絡先（フリーダイヤル）など
詳細はこちら（機構HP）



- 技能実習生からの様々な相談に対して母国語（8言語：ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語及びミャンマー語）で対応しています。
- 相談は、電話（通話料金は無料（フリーダイヤル））のほか、メールや手紙でも受け付けています。

技能実習SOS・緊急相談専用窓口

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/sos.pdf>

各言語の連絡先（フリーダイヤル）など
詳細はこちら（機構HP）



「母国語相談ホットライン」の各言語のフリーダイヤルに電話をかけ、アナウンスの後に「1」番を押すと、緊急案件（暴行、脅迫、その他人権を侵害する行為など）として相談を受け付けます。

そのほか、実習実施場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する相談・情報提供を、機構HP上の情報提供窓口（*）で受け付けています。

（*）https://www.otit.go.jp/koueki_tshou/



技能実習制度の適正な運用にご理解とご協力をお願いします

技能実習生が必要な技能を修得等するためには、適正かつ良好な就労環境の維持・改善が欠かせません。監理団体や実習実施者の皆さまには守らなければならないルールに配慮していただき、適正な技能実習制度の活用をお願いします。

基本的労働条件等の確保・改善

賃金・労働時間・休日・休暇等の基本的な労働条件について、労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令の遵守徹底を図るほか、報酬の額が同種の作業を行う日本人労働者の報酬の額と同等以上であることや適切な宿泊施設を確保する等の技能実習関係法令の遵守徹底を図ることが必要です。

人権侵害行為の禁止

監理団体や実習実施者による人権侵害行為は、技能実習制度の許可等の取消事由となります。

具体例) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメントやこれらと同等の行為
いじめ・いやがらせ
妊娠出産を理由とした解雇・雇止めや帰国を促す行為 等

技能実習体制の整備

技能の修得等が適切に行われるよう、実習実施者における指導体制の整備や監理団体における適切な監査指導の実施が必要です。

外国人技能実習 適正実施マニュアル

<https://www.otit.go.jp/files/user/240516-100.pdf>



全文はこちら（機構HP）



妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

（監理団体・実習実施者の皆様へ）

<https://www.otit.go.jp/files/user/230406-101.pdf>



詳細はこちら（機構HP）

妊娠中の技能実習生のみなさんへ

<https://www.otit.go.jp/files/user/230406-102.pdf>



技能実習生に対するその行為は人身取引です

<https://www.otit.go.jp/files/user/技能実習生に対するその行為は人身取引です.pdf>

暴力、脅迫、監禁のほか、怒鳴る、殴りかかろうとするなどの手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為も該当する可能性があります。



詳細はこちら（機構HP）

日本語教育教材 / 日本語教育アプリのご案内



（機構HP）

アプリのダウンロードはこちら



機構では、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習に必要な日本語教育教材を機構HP(*)上で提供しています。また、技能実習生の適切な技能の修得等を目的として、日本語教育アプリ「げんばのにはんご」を配信しています

(*) <https://www.otit.go.jp/kyozai/>

- ▶ アプリ無料（インターネット接続によるデータ通信が必要、その際の通信料は利用者負担）
- ▶ 8か国語対応（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、フィリピン語及びミャンマー語）



活用イメージ

技能実習生手帳アプリのご案内



（機構HP）

アプリのダウンロードはこちら



機構では、技能実習生手帳（日本での日常生活に役立つ情報等を解説）をアプリ化し、アプリ限定の機能として、プッシュ通知により、母国語相談窓口、災害情報、大使館検索及びアプリ共有を設けています。

- ▶ アプリ無料
- ▶ 9か国語対応（ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語及び英語）



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
- ・結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要